

事業者の皆様へ

工場・事業場における
水質関係の届出及び
規制等について

《飲食店など有害物質を使用しない事業場向け》

【2025年8月更新】

大津市環境部 環境政策課

水質に関する届出や規制等についての問い合わせ先

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

E-MAIL otsu1121@city.otsu.lg.jp

水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例および大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、汚水等を排出する施設を定め、それら施設を工場・事業場に設置する場合などに、事業者へ届出を義務づけています。

また、これら施設を設置する工場・事業場には、汚水等の排出に関し排水基準が適用されます。

この冊子では、これらの概要について記述しています。なお、詳細については担当課まで直接お尋ね下さい。



工場、事業場内で有害物質を使用される場合には、「有害物質使用特定施設」「有害物質貯蔵指定施設」の届出が必要な場合があります。（平成 24 年 6 月～）

この冊子とは別に「【有害物質を使用される事業者向】水質関係の届出及び規制について」を作成しておりますので、そちらをご参照ください。

目 次

1	汚水等を排出する施設を設置する場合等の届出について	1
	（１）法・条例に基づく届出について	1
	（２）届出書の記載事項（記載例）について	2
	届出書記載例	3
2	汚水等を排出する施設として、法・条例で定める施設について	15
3	排水基準について	22
4	事故時の措置について	27
5	排出水に係る測定義務について	28

この冊子では、各法令の名称を次のとおり表示します

水質汚濁防止法	水濁法
滋賀県公害防止条例	県条例
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例	NP 条例
大津市生活環境の保全と増進に関する条例	市条例

（参考）用語について

本冊子中、アンダーラインで示される用語は次のとおりです。

- a. 汚水等
特定施設等から排出される汚水又は廃液
- b. 法や条例で定める施設（特定施設等）
それぞれ次のとおりです。具体的な施設についてはP.15～21に示します。
 - ・特定施設（水濁法）
 - ・特定施設（県条例）
 - ・指定施設（NP 条例）
 - ・汚水発生施設（市条例）
- c. 公共用水域
河川、湖沼などの他、公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共又は流域下水道を除く）
- d. 排出水
特定施設等を設置する工場事業場から排出される水

！ 注意 ！

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に格段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

1 汚水等を排出する施設を設置する場合等の届出について

(1) 法・条例に基づく届出について

汚水等^(a)を排出する施設で、法や条例で定める施設（以下「特定施設等」）^(b)を工場・事業場に設置する場合等には、大津市長あて次の届出が必要です。

行為等	必要な届出	届出期限
工場又は事業場に特定施設等を設置するとき（*1）	特定施設等の設置の届出	工事開始60日前
法又は条例の改正により追加された特定施設等が既に設置されているとき（*2）	特定施設等の使用の届出	施行後30日以内
特定施設等の使用の方法や構造を変更するとき（*3）	特定施設等の構造等の変更の届出	工事開始60日前
届出者の氏名、住所等を変更したとき（*4）	氏名の変更等の届出	事実発生後30日以内
特定施設等を廃止したとき（*4）	特定施設等の廃止の届出	事実発生後30日以内
特定施設等を譲り受け又は借り受けたとき（*5）	承継の届出	事実発生後30日以内

* 1：特定施設等の設置の届出

（水濁法第5条第1項、県条例第21条第1項、NP条例第8条、市条例第40条第1項）

工場又は事業場から公共用水域^(c)に水を排出する者が、特定施設等を設置しようとするときは、次の事項をその施設の設置工事の60日前までに届出しなければなりません。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 特定施設等の種類
- 4 特定施設等の構造
- 5 （省略）
- 6 特定施設等の使用の方法
- 7 汚水等の処理の方法
- 8 排出水の汚染状態及び量
- 9 排出水に係る用水及び排水の系統

* 2：特定施設等の使用の届出

（水濁法第6条、県条例第22条、NP条例第9条、市条例第41条）

法令の改正等により、工場又は事業場に設置している施設が特定施設等になったときは、当該施設が特定施設等になった日から30日以内に設置の届出に準じて届出しなければなりません。

* 3：特定施設等の構造等の変更の届出

（水濁法第7条、県条例第23条、NP条例第10条、市条例第42条）

特定施設等の設置又は使用の届出をした者は、次の事項の変更をしようとするときは、その旨を変更の60日前までに届出しなければなりません。

- ・ 特定施設等の構造
- ・ 特定施設等の使用の方法
- ・ 汚水等の処理の方法
- ・ 排出水の汚染状態及び量
- ・ 排出水に係る用水及び排水の系統

* 4：氏名等の変更の届出、特定施設等の廃止の届出

（水濁法第10条、県条例第26条、NP条例第13条、市条例第45条）

特定施設等の設置又は使用の届出をした者は、その届出の1及び2事項の変更をしたときは、その旨を事実の発生後30日以内に届出なければなりません。

また、届出に係る特定施設等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に届出なければなりません。

* 5：承継の届出

（水濁法第11条第3項、県条例第27条第3項、NP条例第14条第3項、市条例第46条第3項）

特定施設等の設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、その日から30日以内に届出なければなりません。

(2) 届出書の記載事項(記載例)について

水質汚濁防止法等に基づく届出書への記載事項及び添付図書は、次のとおりです。

書類は添付書類もあわせて**正・副2部**提出願います。

審査終了後、副本を返却しますので保管をお願いいたします。

■特定施設等の設置、使用、構造等の変更の届出

- ・届出書(表紙・裏面) 届出者、工場・事業場の名称、所在地等
- ・別紙1 特定施設等の構造
- ・別紙2 不要(有害物質使用事業場のみ必要)
- ・別紙3 特定施設等の使用の方法
- ・別紙4 汚水等の処理の方法、
- ・別紙5 排出水の汚染状態及び量
- ・別紙6 用途別排水量
- ・添付書類 次のとおり
 - 1) 付近の見取り図(設置、使用の届出のみ)
周辺100メートル程度のもの
 - 2) 工場等の敷地内の建物配置図
特定施設等及び污水处理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水(汚水・雨水)経路を明示すること
 - 3) 特定施設等の構造図
カタログ、写真でよいが、型式、構造、主要寸法を明示すること
 - 4) 汚水等の処理施設の構造図
フローシート、設計仕様書、構造、主要寸法を明示すること
 - 5) 作業工程図
特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること
 - 6) 参考事項
業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。

設置の届出書の記載例をp3～11に、変更届出書の記載例をp12～14に示します。

※ 示している記載事項はあくまで例を示すもので、現実にはないものです。

■氏名変更等の届出

届出者、変更の内容、変更年月日、変更の理由

■特定施設等廃止の届出

届出者、工場・事業場の名称、所在地、特定施設等の種類、廃止年月日、廃止の理由等

■承継の届出

届出者、工場・事業場の名称、所在地、特定施設等の種類、承継年月日、被承継者、承継の原因等

届出に必要な用紙は大津市HPよりダウンロードできます。

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/suishitsu/1389226237504.html>

又は 大津市HP内のキーワード検索にて、“水質汚濁 届出”で検索してください。

設置届出書の記載例

(表面)

特 定 施 設
~~指 定 施 設~~
 汚 水 発 生 施 設
~~有害物質貯蔵指定施設~~

設 置 (~~使 用、変 更~~) 届 出 書

窓口への提出日を記入してください。

年 月 日

(宛先) 大 津 市 長

表題及び根拠法令は該当しない事項を二重線で消してください。
 不明な場合はそのまま窓口にお持ちください。

届出者 住 所
氏 名
(電話番号)

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項~~ (第6条第1項若しくは第2項又は第7条)
 滋賀県公害防止条例第21条第1項、~~第2項又は第3項~~ (第22条又は第23条)
~~滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例第8条~~ (第9条)
 大津市生活環境の保全と増進に関する条例第40条1項、~~第2項又は第3項~~ (第41条又は第42条)
 の規定により、特定施設 (~~指定施設、汚水発生施設、有害物質貯蔵指定施設~~) の設置 (~~使用、変更~~) について、次のとおり届け出ます。

記入要領

工場又は事業場の名称		琵琶湖株式会社 大津店	法人の場合は法人名称、個人の場合は屋号を記載してください。 事業場が複数ある場合は事業場名称も併記してください。
工場又は事業場の所在地		大津市御陵町〇-〇 電話番号 ×××-××××	施設を設置する事業場の所在地、電話番号を記載してください。 (可能な限り住居表示をお願いします。)
法第5条第1項、 市条例第40条第1項関係	特定施設等の種類	66 の 6 ちゅう房 1 基	p.15~21 に記載されている特定施設等の号記号名称及び基数を記載ください。多数の場合は別紙にまとめてください。
	有害物質使用特定施設等の該当の有無	有 ☐ 無 ☒	有の場合は【有害物質を使用される事業者向】の手引きをご覧ください。
	△特定施設等の構造	別紙1のとおり	別紙1-6(別紙2を除く)に記載してください。
	△特定施設等の設備 (有害物質使用特定施設等の場合に限る。)	別紙2のとおり	
	△特定施設等の使用の方法	別紙3のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙4のとおり	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙5のとおり	
第21条 法第5条第2項、 市条例第40条第2項関係	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり	この範囲の記載、提出は不要です。
	有害物質使用特定施設等の種類		
	△有害物質使用特定施設等の構造	別紙7のとおり	
	△有害物質使用特定施設等の使用の方法	別紙8のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり	

(裏面)

法第5条第3項、 市条例第40条第3項関係 県公害防止条例第21条第3項、	有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設	この範囲の記載、提出は不要です。
	△有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり	
	△有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり	
	△有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり	
	△施設において製造され、使用され、もしくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり	

- 備考1 特定施設等の種類の欄及び有害物質使用特定施設等の種類の欄には、規則別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設等の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設等に該当しない場合には、別紙2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A列4番とすること。

添付書類	1)付近の見取り図（設置、使用の届出のみ）（周辺100メートル程度のもの） 2)工場等の敷地内の建物配置図 （特定施設等及び污水处理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水（污水・雨水）経路を明示すること） 3)特定施設等の構造図（カタログ、写真でよいが、型式、構造、主要寸法を明示すること） 4)污水等の処理施設の構造図（フローシート、設計仕様書、構造、主要寸法を明示すること） 5)作業工程図（特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること） 6)参考事項（業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。）
------	---

(別紙 1)
特定施設等の構造

工場又は事業場における施設番号	大津店 NO.1	施設ごとに工場等における番号を記載ください。複数ある場合は 1 列につき 1 基の内容を記載ください。足りない場合は列を増やすか、別紙 1 の 2、3・・・を作成ください。
特定施設等番号及び名称	66 の 6 ちゅう房 1 基	表紙の内容を記載ください。
型 式	--	施設の型式番号がある場合は記載ください。ちゅう房は記載不要です。
構 造	--	施設の構造を記載ください。
主 要 寸 法	20m×10m	施設の主要寸法を記載ください。
能 力	ちゅう房面積 20m×10m 営業に係る総床面積 350m2	各施設ごとの公称能力を記載ください。 規模要件がある施設等については、その規模を記載してください。 ちゅう房施設の場合、ちゅう房面積及び営業に係る総床面積を記載下さい。 入浴施設の場合、浴室面積及び浴槽容量を記載ください。
配 置	別紙のとおり	配置図は添付書類 2) に示してください。
設 置 年 月 日	年 月 日	既設のものについて記載下さい
工 事 着 手 予 定 年 月 日	H25 年 9 月 30 日	当該施設の工事着手予定年月日を記載下さい。※届出はこの日の 60 日前までに必要です。
工 事 完 成 予 定 年 月 日	H25 年 11 月 23 日	当該施設の工事完成予定年月日を記載下さい。
使 用 開 始 予 定 年 月 日	H25 年 12 月 1 日	当該施設の使用開始予定年月日を記載下さい。
その他参考となるべき事項	パーティー会場としても使用	当該施設に関する参考事項、又は多目的に使用される場合はその旨を記載してください。
※市事業場 施設番号		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設等及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設等有害物質使用特定施設等に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

(別紙2)

特定施設等の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設等番号及び名称		
設備		
構造	有害物質を使用しない場合は、 別紙2は記載、提出不要です。	
主要寸法		
配置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考1 有害物質使用特定施設等に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設等の設備の配置を記載すること。

(別紙 3)
特定施設等の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		大津店 NO.1		別紙 2 の内容を記載下さい。
特定施設等項番号及び名称		66 の 6 ちゅう房 1 基		
設 置 場 所		大津店 1 F (別図〇〇参照)		特定施設等のある場所を具体的に記載ください。
操 業 の 系 統		別紙のとおり		別紙に操業の系統(フロー図等)を記載ください。
使 用 時 間 間 隔		8 : 00-23 : 00 に使用		1 日のうち施設を使用する時間帯を記載ください。
1 日 当 た り の 使 用 時 間		15 時間		1 日あたりの使用時間を記載ください。
使 用 の 季 節 的 変 動		休日は配食数が増加		使用時間、方法に季節変動がある場合は記載ください。
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量		原材料：米、野菜、肉、魚 使用方法：調理して提供 1 日あたり 食品 500kg 洗剤 20g		施設で使用する原料、薬品等の種類、使用方法、1 日の使用料を記載ください。
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	施設から排出される汚水等の水質の通常値及び最大値を記載ください。
	p H	6.0-8.5	6.0-8.5	
	BOD (mg/L)	200	300	
	COD (mg/L)	100	200	
	SS (mg/L)	100	200	
	油分 (mg/L)	10	15	
汚 水 等 の 量 (m ³ /日)		通 常	最 大	施設から排出される汚水等の 1 日あたりの通常量及び最大量を記載ください。
		10	15	
その他参考となるべき事項				当該施設以外で有害物質を使用している場合に記載ください。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙4)

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		大津店 処理施設 A(グリーストラップ)		処理施設を識別できる番号や内容を記載ください。		
処理施設の設置場所		大津店地下 (別図〇〇)		処理施設等のある場所を具体的に記載ください。		
設置年月日		H23年〇月×日		既設の排水処理施設の設置年月日を記載ください。		
工事着手予定年月日		年 月 日		処理施設の新設又は変更工事の着手予定完成予定、使用開始予定年月日を記載ください。		
工事完成予定年月日		年 月 日				
使用開始予定年月日		年 月 日				
種類及び型式		グリーストラップ〇〇社製 ×ー〇〇		処理施設の種類、型式等を記載ください。		
構造		ステンレス製3槽式		施設の構造材料等を記載ください。		
主要寸法		〇m×〇m×〇m		処理施設の各部の大きさを記載ください。		
能力		15L/時間		時間当たり又は1日あたりの処理できる水量を記載ください。		
処理の方式		油水分離		処理方式について記載ください。		
処理の系統		3槽で油を分離する		処理に関する工程を記載ください。(別紙で説明も可。)		
集水及び導水の方法		別紙2)のとおり		特定施設やその他施設からの汚水等の処理施設に至る経路等を記載ください。		
使用時間間隔		8:00~23:00		1日のうち処理施設を使用する時間帯を記載ください。		
1日当たりの使用時間		15時間		処理施設の1日あたりの使用時間を記載ください。		
使用の季節変動		休日は処理水量増加		処理施設の使用時間、使用方法に既設変動がある場合はその状況を記載ください。		
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		なし		汚水等の処理に要する薬品等の1日当たりの使用量を用途別に記載ください。		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		処理前と処理後の水質の通常値及び最大の値、並びに汚水等の1日の通常量及び最大の量について記載ください。 量については、公共用水域への放流量を記載し、下水道法流量をカッコ内に記載してください。
		処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	6.0 -8.5	6.0 -8.5	6.0 -8.5	6.0 -8.5	
	BOD (mg/L)	200	200	300	300	
	COD (mg/L)	100	100	200	200	
	SS (mg/L)	100	100	200	200	
油分 (mg/L)	10	5	15	5		
汚水等の量 (m ³ /日)		0(10)	0(10)	0(15)	0(15)	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		グリーストラップ残渣 10kg/月 産廃処理業者(〇〇社)に委託処理				汚水等の処理によって生じる残渣の1ヶ月(1日)の種類別生成量及びその処理方法を記載ください。 残渣の処理方法について、業者等に委託する場合、委託先の処理業者名を記載ください。
排水の排出方法		公共下水道(柝1)に接続				排水口の位置は別図に記載ください。(排出先も記載のこと) 排水口の総数と()内には雨水専用の数を記載ください。
その他参考となるべき事項		ちゅう房からの排水のみ処理 トイレ・手洗いはそのまま下水道接続				当該処理施設の処理対象としている特定(届出)施設の「工場又は事業場における施設番号」等を記載ください。

備考1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数ならびに排出先を含め記載すること。

(別紙5)

排水に係る排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における排水口番号		公共下水道(枅1)		雨水 No.1	工場・事業場の敷地境界における工場・事業場排水の排水口の名称又は番号を記載ください。(添付図面と同一の番号、名称を記載ください。)
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大		排水の水質について通常の量及び排水の量を排水口毎に記載すること。水質項目は、規制項目のうち、当該事業所に係る項目とする。項目が多い場合は、別表を作成し、関係する項目に関してすべて記載すること。
	pH	6.0-8.5	6.0-8.5		
	BOD (mg/L)	200	300		
	COD (mg/L)	100	200	--	
	SS (mg/L)	100	200		
	油分 (mg/L)	5	5		
	T-N	5	10		
	T-P	2	4		
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大		1日の排水量の通常値、最大値について排水口毎に記載すること。公共用水域への放流量を記載し、下水道法流量をかつこ内に記載してください。 雨水については記載不要です。
		0(15)	0(25)	--	
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

※排水の汚染状態の水質の項目(規制項目)は次のとおりです。

生活環境項目	健康項目
・水素イオン濃度(pH) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD) ・浮遊物質(SS) ・ノルマルヘキサン抽出物質含有量(油分) ・燐含有量(T-P) ・窒素含有量(T-N) ・フェノール類含有量 ・銅含有量(Cu) ・亜鉛含有量(Zn) ・溶解性鉄含有量(S-Fe) ・溶解性マンガン含有量(S-Mn) ・クロム含有量(T-Cr) ・大腸菌数(E-coli) ・アンチモン含有量(Sb)	・カドミウム及びその化合物(Cd) ・シアン化合物(CN) ・有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNに限る) ・鉛及びその化合物(Pb) ・六価クロム(Cr⁶⁺) ・砒素及びその化合物(As) ・水銀及びアルキル水銀その他の化合物(T-Hg) ・アルキル水銀化合物(R-Hg) ・ポリ塩化ビフェニル(PCB) ・トリクロロエチレン(TCE) ・テトラクロロエチレン(PCE) ・ジクロロメタン ・1,2-ジクロロエタン ・cis-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,2-トリクロロエタン ・チウラム ・シマジン(CAT) ・チオベンカルブ(ベンチオカーブ) ・ベンゼン ・セレン及びその化合物(Se) ・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・フッ素含有量(F) ・ほう素含有量(B) ・1,4-ジオキサン
備考	
単位 大腸菌数: CFU (コロニー形成単位) /mL、 その他の項目(pHを除く): mg/L	・四塩化炭素 ・1,1-ジクロロエタン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,3-ジクロロプロペン

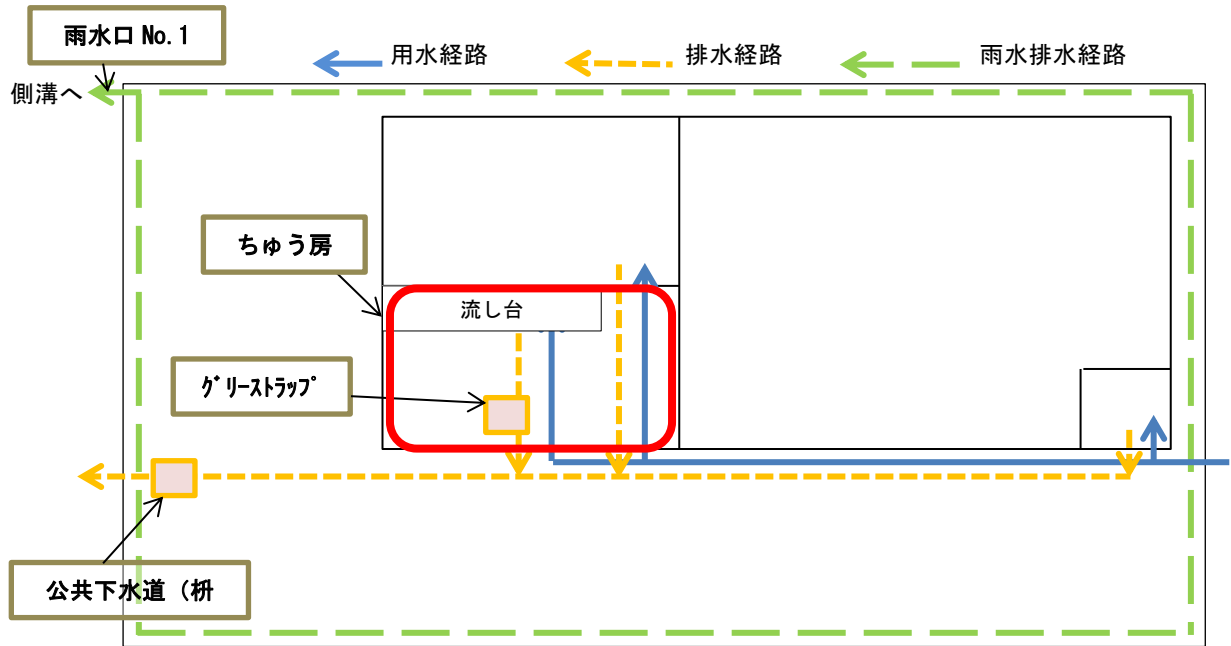
(別紙6)
排水に係る用水及び排水の系統

	用途別用水量及び排水量 (日当たり)				
	用途	用水量 $\text{m}^3/\text{日}$		排水量 $\text{m}^3/\text{日}$	
		通常	最大	通常	最大
用水及び排水の系統	1 ボイラー用	事業場全体の用水量を用途別に記載ください。		事業場全体の排水量を用途別に記載ください。	
	2 原料用				
	3 製品処理用及び洗浄用	10	15	0 (10)	0 (15)
	4 冷却用			下水道放流がある場合、その量を外数で () 内に記載ください。	
	5 空調用				
	6 その他 (飲料用、雑用)	5	10	0 (5)	0 (10)
	合計	15	25	0 (15)	0 (25)
用水の種類	種類	用水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		別紙5の排水の量と一致します。	
		通常	最大		
	河川水			用水の使用量は一致します。	
	工業用水				
	上水道	10	15		
	地下水	5	10		
	(循環水)	(5)	(5)	循環水量は計に含めず、() 内に記載ください。	
	計	15	25		

添付書類の記載例

2) 工場等の敷地内の建物配置図

(特定施設等及び污水处理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水（汚水・雨水）経路を明示すること)



5) 作業工程図 (特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること)

原材料仕入れ→準備（洗浄、切断等）→調理（煮る、揚げる等）→提供→器具、容器洗浄
 8 : 00-22 : 00 10 : 00-23 : 00

6) 参考事項 (業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。)

参 考 事 項

業 種 (分類項目名)	飲食業	担 当 部 署 名	大津店
主 要 製 品	定食 揚げ物 アルコール類 コーヒー 紅茶	フ リ ガ ナ	
		担 当 者 職 氏 名	店長 大津 次郎
		フ リ ガ ナ	
		公害防止管理者	なし
工場又は事業場の 従業員数	5 人	工場又は事業場の 電 話 番 号	(077) 〇〇〇-××××
資 本 金	3 百万円	本 社 電話番号	(077) 〇〇〇-××××
敷 地 面 積	3 0 0 m ²	建 物 面 積	1 5 0 m ²
今回の届出 の概要	飲食店の新設によるちゅう房施設の届出		
下水道接続	全量下水道	一部下水道	接続なし (いずれかに○)
大津市 記 入 欄	排 水 水 域		

※ 業種欄は、日本標準産業分類の中分類に基づいて記載し、2業種以上にまたがる場合は副になるものを（）で併記してください。

(裏面) 省略

(別紙 1)

特定施設等の構造

【変更前】

【変更後】

変更前と変更後の欄を作成し、それぞれ内容を記載ください。

工場又は事業場における施設番号	大津店 NO.1	変更なし
特定施設等番号及び名称	66の6 ちゅう房 1基	
型 式	--	
構 造	--	
主 要 寸 法	20m×10m	
能 力	ちゅう房面積 20m×10m 営業に係る総床面積 300m ²	
配 置	別紙のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	H25 年 9 月 30 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	H25 年 11 月 23 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	H25 年 12 月 1 日	平成 27 年 1 月 1 日
その他参考となるべき事項	パーティー会場としても使用	変更なし
※市事業場 施設番号		

変更なし

変更ない場合は「変更なし」と記載ください。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設等及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設等が有害物質使用特定施設等に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

変更前と変更後の欄を作成し、それぞれ内容を記載ください。

(別紙3)
特定施設使用の方法

【変更前】 【変更後】

工場又は事業場における施設番号		大津店 NO.1		変更なし	
特定施設項番号及び名称		66の6 ちゅう房 1基			
設置場所		大津店1F (別図〇〇参照)			
操業の系統		別紙のとおり			
使用時間間隔		8:00-23:00に使用		24時間営業	
1日当たりの使用時間		15時間		24時間	
使用の季節的変動		休日は配食数が増加		変更なし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		原材料:米、野菜、肉、魚 使用方法:調理して提供 1日あたり 食品 500kg 洗剤 20g		原材料:米、野菜、肉、魚 使用方法:調理して提供 1日あたり 食品 600kg 洗剤 30g	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	変更なし	
	pH	6.0-8.5	6.0-8.5		
	BOD (mg/L)	200	300		
	COD (mg/L)	100	200		
	SS (mg/L)	100	200		
	油分 (mg/L)	10	15		
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		10	20	15	25
その他参考となるべき事項				施設の使用時間の変更 (24時間営業) 変更の概要を記載ください。	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

※別紙4以降も同様に【変更前】【変更後】がわかるよう左右2段に記載してください。
※添付書類についても、変更前後の違いがわかるように記載ください。

2 汚水等を排出する施設として、法・条例で定める施設について

水濁法、県条例、NP条例、市条例に基づく特定施設、指定施設、汚水発生施設は次のとおりです。

「法、県、NP、市」の欄に「○」を付けたものがそれぞれの法令に定める施設です。

施設名称は市条例のものを記載しており、他法令では呼び方が若干異なる部分があります。

また、施設名称に記した規模要件等が市条例と異なるものは法令欄に「△」を付け、備考欄にその内容を示しています。

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	選鉱施設	○	○	—	○	
		ロ	選炭施設	○	○	—	○	
		ハ	坑水中和沈でん施設	○	○	—	○	
		ニ	掘削用の泥水分離施設	○	○	—	○	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	—	○	
		ロ	牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	—	○	
		ハ	馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	—	○	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	湯煮施設	○	○	—	○	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水産動物原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	脱水施設	○	○	—	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ホ	湯煮施設	○	○	—	○	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	—	○	
		ニ	湯煮施設	○	○	—	○	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	湯煮施設	○	○	—	○	
		ニ	濃縮施設	○	○	—	○	
		ホ	精製施設	○	○	—	○	
		ヘ	ろ過施設	○	○	—	○	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			○	○	—	○	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ニ	分離施設	○	○	—	○	
		ホ	精製施設	○	○	—	○	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう			○	○	—	○	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機			○	○	—	○	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	搾汁施設	○	○	—	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ホ	湯煮施設	○	○	—	○	
		ヘ	蒸りゆう施設	○	○	—	○	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	—	○	
		ニ	真空濃縮施設	○	○	—	○	
12	動物系油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	—	○	
		ニ	分離施設	○	○	—	○	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	分離施設	○	○	—	○	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料浸せき施設	○	○	—	○	
		ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	○	○	—	○	
		ハ	分離施設	○	○	—	○	
		ニ	洪水め及びこれに類する施設	○	○	—	○	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ハ	精製施設	○	○	—	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設			○	○	－	○	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設			○	○	－	○	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設			○	○	－	○	
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	湯煮施設	○	○	－	○	
		ハ	洗浄施設	○	○	－	○	
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式脱臭施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
18 の 4	2号から前号までの業種以外の食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ロ	混合施設	－	－	－	○	
		ハ	摩砕施設	－	－	－	○	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	まゆ湯煮施設	○	○	－	○	
		ロ	副産物処理施設	○	○	－	○	
		ハ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ニ	精練機及び精練そう	○	○	－	○	
		ホ	シルケット機	○	○	－	○	
		ヘ	漂白機及び漂白そう	○	○	－	○	
		ト	染色施設	○	○	－	○	
		チ	薬液浸透施設	○	○	－	○	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗毛施設	○	○	－	○	
		ロ	洗化炭施設	○	○	－	○	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式紡糸施設	○	○	－	○	
		ロ	リッター又は未精練繊維の薬液処理施設	○	○	－	○	
		ハ	原料回収施設	○	○	－	○	
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー			○	○	－	○	
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設			○	○	－	○	
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式パーカー	○	○	－	○	
		ロ	接着機洗浄施設	○	○	－	○	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式パーカー	○	○	－	○	
		ロ	薬液浸透施設	○	○	－	○	
22 の 2	前4号に掲げる業種以外の木材又は木製品製造業（家具を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	のり付施設	－	－	－	○	
		ロ	薬品等調合施設	－	－	－	○	
		ハ	薬品処理施設	－	－	－	○	
		ニ	塗装水洗ブース施設	－	－	－	○	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ロ	湿式パーカー	○	○	－	○	
		ハ	碎木機	○	○	－	○	
		ニ	蒸解施設	○	○	－	○	
		ホ	蒸解廃液濃縮施設	○	○	－	○	
		ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	○	○	－	○	
		ト	漂白施設	○	○	－	○	
		チ	抄紙施設（抄造施設を含む。）	○	○	－	○	
		リ	セロハン製膜施設	○	○	－	○	
		ヌ	湿式繊維板成型施設	○	○	－	○	
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	自動式フィルム現像洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	自動式感光膜付印刷現像洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	自動式印刷施設（イ又はロに掲げるものを除く。）	－	○	○ 5 イ	○	
		ニ	混合施設	－	○	○ 5 ロ	○	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	水洗式破砕施設	○	○	－	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ホ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
25	削除							
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
27 (続)	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (続)	ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	○	○	—	○	
		ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設	○	○	—	○	
		ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	○	○	—	○	
		チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	○	○	—	○	
		リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	○	○	—	○	
		ヌ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
		ル	湿式集じん施設	○	○	—	○	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式アセチレンガス発生施設	○	○	—	○	
		ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設	○	○	—	○	
		ヘ	クロロブレンモノマー洗浄施設	○	○	—	○	
		イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設	○	○	—	○	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	静置分離器	○	○	—	○	
		ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設	○	○	—	○	
		イ	原料処理施設	○	○	—	○	
30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	—	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	—	○	
		イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設	○	○	—	○	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	○	○	—	○	
		ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	○	○	—	○	
		イ	ろ過施設	○	○	—	○	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	○	○	—	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	—	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
		イ	縮合反応施設	○	○	—	○	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	水洗施設	○	○	—	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	—	○	
		ニ	静置分離器	○	○	—	○	
		ホ	弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	○	○	—	○	
		チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	○	○	—	○	
		リ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
		ヌ	湿式集じん施設	○	○	—	○	
		イ	ろ過施設	○	○	—	○	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	脱水施設	○	○	—	○	
		ハ	水洗施設	○	○	—	○	
		ニ	ラテックス濃縮施設	○	○	—	○	
		ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	○	○	—	○	
		イ	蒸りゅう施設	○	○	—	○	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	分離施設	○	○	—	○	
		ハ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
		イ	廃酸分離施設	○	○	—	○	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
		ハ	湿式集じん施設	○	○	—	○	
		イ	洗浄施設	○	○	—	○	
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業 (石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ	分離施設	○	○	—	○	
		ハ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	○	○	—	○	
		ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設	○	○	—	○	
		チ	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設	○	○	—	○	
		リ	2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		イ	蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ロ	分離施設	○	○	—	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
37 (続)	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（続）	ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	○	○	—	○	
		ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	○	○	—	○	
		ヲ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ワ	プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器	○	○	—	○	
		カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	○	○	—	○	
		ヨ	メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	○	○	—	○	
		タ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料精製施設	○	○	—	○	
		ロ	塩析施設	○	○	—	○	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）			○	○	—	○	
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	脱酸施設	○	○	—	○	
		ロ	脱臭施設	○	○	—	○	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設			○	○	—	○	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	抽出施設	○	○	—	○	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	石灰づけ施設	○	○	—	○	
		ハ	洗浄施設	○	○	—	○	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設			○	○	—	○	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	脱水施設	○	○	—	○	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設			○	○	—	○	
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗施設	○	○	—	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	○	○	—	○	
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
		イ	動物原料処理施設	○	○	—	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	—	○	
		ハ	分離施設	○	○	—	○	
		ニ	混合施設（第4条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）	△	△	—	○	法：（第2条各号に掲げる物質を含有するものに限る。以下同じ）、県：有害物質を含有するものに限る。以下第49項及び第56項において同じ）
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	
				○	○	—	○	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設			○	○	—	○	
49	農薬製造業の用に供する混合施設			○	○	—	○	
50	第4条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設			△	△	—	○	法：第2条各号に掲げる物質、県：有害物質
50の2	第24号から前号までの業種以外の化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	—	—	—	○	
		ロ	反応施設	—	—	—	○	
		ハ	分離施設	—	—	—	○	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	脱塩施設	○	○	—	○	
		ロ	原油常圧蒸りゅう施設	○	○	—	○	
		ハ	脱硫施設	○	○	—	○	
		ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	○	○	—	○	
		ホ	潤滑油洗浄施設	○	○	—	○	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設			○	○	—	○	
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設			○	○	—	○	
51の4	前3号に掲げる業種以外の石油製品又は石炭製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	分離施設	—	—	—	○	
		ロ	アスファルトプラント	—	—	—	○	
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	石灰づけ施設	○	○	—	○	
		ハ	タンニンづけ施設	○	○	—	○	
		ニ	クロム浴施設	○	○	—	○	
		ホ	染色施設	○	○	—	○	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	研磨洗浄施設	○	○	—	○	
		ロ	廃ガス洗浄施設	○	○	—	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	抄造施設	○	○	－	○	
		ロ	成型機	○	○	－	○	
		ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	○	○	－	○	
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント			○	○	－	○	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設			○	○	－	○	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設			○	○	－	○	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式破碎施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ハ	酸処理施設	○	○	－	○	
		ニ	脱水施設	○	○	－	○	
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式破碎施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗式分別施設	○	○	－	○	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設			○	○	－	○	
60 の 2	第 5 3 号から前号までの業種以外の窯業又は土石製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	研磨施設	－	－	－	○	
		ロ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ハ	混合施設	－	－	－	○	
		ニ	成型施設	－	－	－	○	
		ホ	薬品処理施設	－	－	－	○	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	タール及びガス液分離施設	○	○	－	○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	圧延施設	○	○	－	○	
		ニ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ホ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	還元そう	○	○	－	○	
		ロ	電解施設（溶融塩電解施設を除く。）	○	○	－	○	
		ハ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ニ	水銀精製施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
		ト	洗浄施設	－	－	－	○	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ロ	電解式洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	○	○	－	○	
		ニ	水銀精製施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ト	溶融メッキ施設	－	－	－	○	
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設			○	○	－	○	
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設			○	○	－	○	
63 の 4	第 1 号から前号までに掲げる業種以外のその他の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	油圧による成型施設	－	－	－	○	
		ロ	染色整理施設	－	－	－	○	
		ハ	着色施設	－	－	－	○	
		ヘ	張り合わせ施設	－	－	－	○	
		ト	金属溶解精製施設	－	－	－	○	
64	ガス供給業又はコース製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	タール及びガス液分離施設	○	○	－	○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設（脱硫化素施設を含む。）	○	○	－	○	
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 2 1 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ	沈でん施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設			○	○	－	○	
66	電気めっき施設			○	○	－	○	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1，4－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ちゅう房施設	○	○	－	○	
		ロ	洗たく施設	○	○	－	○	
		ハ	入浴施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 160 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ ₉	○	法：500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：160 平方メートル以上 500 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 120 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ ₁₀	○	法：360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：120 平方メートル以上 360 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 100 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ ₁₁	○	法：420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：100 平方メートル以上 420 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 150 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ ₁₂	○	法：630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：150 平方メートル以上 630 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△ ₁₃	○	法：1500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：360 平方メートル以上 1,500 平方メートル未満の工場等に係るものに限る
67	洗濯業の用に供する洗浄施設			○	○	－	○	
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設			○	○	－	○	
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に設置される施設であって、次に掲げるもの	イ	ちゅう房施設	△	○	△ _{14イ}	○	法：病床数 300 床以上の病院 NP：病床数 300 床未満の病院
		ロ	洗浄施設	△	○	△ _{14ロ}	○	
		ハ	入浴施設	△	○	△ _{14ハ}	○	病床数 120 床以上 299 床以下は湖沼法みなし特定施設 (1) に該当
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設			○	○	－	○	
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。） （主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの。 （青果物（野菜及び果実）は 330m ³ 以上、水産物は 200m ³ 以上、肉類は 150m ³ 以上、花きは 200m ³ 以上であるものに限る。）	イ	卸売場	△	○	○ _{15イ}	○	法：水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1000m ² 未満の事業場に係るものを除く。
		ロ	仲卸売場	△	○	○ _{15ロ}	○	
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）			○	○	－	○	
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（作業場の総面積が 650 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） （注）次号=71 号			△	○	△ ₁₆	○	法：800 平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：650 平方メートル以上 800 平方メートル未満の工場等に係るもので 71 以外のもの
70 の 3	自動車洗車業、コイン式洗車場、自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律 136 号）第 2 条第 4 項に規定するもので、自動車の駐車のために供する面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）、自動車教習所及び自動車練習場の用に供する車両洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）			－	－	－	○	
71	自動式車両洗浄施設			○	○	－	○	
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で付表に定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	焼入れ施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設			○	○	－	○	
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 1 1 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 1 4 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 1 4 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの	○	○	－	○	
		ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 2 号から第 1 3 号までに掲げる施設	○	○	－	○	
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 3 2 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5 0 人以下のし尿浄化槽を除く。）			△	○	△ 17	○	法：5 0 0 人以下のし尿浄化槽を除く NP：5 1 人以上 5 0 0 人以下のし尿浄化槽に限る 2 0 1 人以上 5 0 0 人以下のし尿浄化槽は湖沼法みなし特定施設 (2) に該当
73	下水道終末処理施設			○	○	－	○	
74	汚水発生施設を設置する工場等から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）			○	○	－	○	
75	廃ガス洗浄施設（第 2 3 号のル、第 2 4 号のニ、第 2 6 号のホ、第 2 7 号のヌ、第 3 2 号のニ、第 3 3 号のリ、第 3 5 号のハ、第 3 6 号のロ、第 3 7 号のタ、第 4 6 号のニ、第 4 7 号のホ、第 5 3 号のロ、第 6 2 号のホ、第 6 3 号のホ及び第 6 3 項の 3 に掲げる廃ガス洗浄施設を除く。）			－	○	○ 1	○	
76	湿式集じん施設（第 2 4 号のホ、第 2 7 号のル、第 3 3 号のヌ、第 3 6 号のハ、第 6 1 号のホ及び第 6 2 号のヘに掲げる湿式集じん施設を除く。）			－	○	○ 2	○	
77	脱脂施設（第 6 5 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設を除く。）			－	○	○ 3	○	
78	プラスチック製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	混合施設	－	○	○ 4 イ	○	
		ロ	成型施設	－	○	○ 4 ロ	○	
79	削除							
80	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	混合施設（第 4 7 号のニ、第 4 9 号及び第 6 6 の 2 号に掲げる施設を除く。）	－	○	○ 6 イ	○	
		ロ	混練施設	－	○	○ 6 ロ	○	
		ハ	反応施設（第 2 7 号のヘ、第 3 3 号のイ、第 3 8 の 2 号並びに第 3 7 号のロ及びヨに掲げる施設を除く。）	－	○	○ 6 ハ	○	
81	研究、試験又は検査を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（第 6 8 号の 2 及び第 7 1 号の 2 に掲げるものを除く。）	イ	理化学実験検査施設	－	○	○ 7 イ	○	
		ロ	生化学及び微生物実験検査施設	－	○	○ 7 ロ	○	
82	旅館業法に基づく下宿（定員が 1 0 0 人以上のものに限る。）の用に供する調理施設			－	○	○ 8	○	

付表

- | | |
|---|-----------------|
| 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） | 7 動物検疫所 |
| 2 大学及びその付属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） | 8 植物防疫所 |
| 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） | 9 家畜保健衛生所 |
| 4 農業、水産又は工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 | 10 検査業に属する事業場 |
| 5 保健所 | 11 商品検査業に属する事業場 |
| 6 検疫所 | 12 臨床検査業に属する事業場 |
| | 13 犯罪鑑識施設 |

3 排水基準について

特定施設等を有する工場、事業場からの排水_(d)については、次の排水基準が適用されます。排水基準に適合しない排水を排出してはなりません。

1 有害物質に係る排水基準

特定施設等を有する全ての工場、事業場からの全ての排水について適用されます。

基準は別表－１のとおりです。

2 有害物質以外のものに係る排水基準

特定施設等を有し、１日当たりの平均的な排水の量が１０立方メートル以上である工場、事業場からの全ての排水について適用されます。

基準は別表－２のとおりです。

なお、排水基準については一部適用猶予のものがあります。詳しくは担当課までお尋ね下さい。

別表－１ 有害物質に係る排水基準

項目等	許容限度	単位
カドミウム及びその化合物 (Cd)	0.01	１リットルにつきミリグラム
シアン化合物 (CN)	0.1	１リットルにつきミリグラム
有機燐化合物(ハ [○] ラチオン、チル [○] ラチオン、チル [○] メトン、EPN)	検出されないこと	－
鉛及びその化合物 (Pb)	0.1	１リットルにつきミリグラム
六価クロム化合物 (Cr6+)	0.05	１リットルにつきミリグラム
砒素及びその化合物 (As)	0.05	１リットルにつきミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の化合物 (T-Hg)	0.005	１リットルにつきミリグラム
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	検出されないこと	－
P C B	0.003	１リットルにつきミリグラム
トリクロロエチレン	0.1	１リットルにつきミリグラム
テトラクロロエチレン	0.1	１リットルにつきミリグラム
四塩化炭素	0.02	１リットルにつきミリグラム
ジクロロメタン	0.2	１リットルにつきミリグラム
1,2-ジクロロエタン	0.04	１リットルにつきミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	3	１リットルにつきミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	１リットルにつきミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1	１リットルにつきミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	１リットルにつきミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	0.02	１リットルにつきミリグラム
チウラム	0.06	１リットルにつきミリグラム
シマジン	0.03	１リットルにつきミリグラム
チオベンカルブ	0.2	１リットルにつきミリグラム
ベンゼン	0.1	１リットルにつきミリグラム
セレン及びその化合物 (Se)	0.1	１リットルにつきミリグラム
ほう素及びその化合物 (B)	10	１リットルにつきミリグラム
ふっ素及びその化合物 (F)	8	１リットルにつきミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	１リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ミリグラム
1,4-ジオキサン	0.5	１リットルにつきミリグラム

備考 1 この表に掲げる数値は、最大値とする。

2 排水口が２以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。

別表－２ 有害物質以外のものに係る排水基準

項目等	基準	単位
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下	水素指数
生物化学的酸素要求量 (BOD)	別表 2－1	－
化学的酸素要求量 (COD)		－
浮遊物質 (SS)		－
窒素含有量 (T-N)	別表 2－2	－
磷含有量 (T-P)		－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (鉱油類含有量)	5	1 リットルにつきミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (動植物油脂類含有量)	20	1 リットルにつきミリグラム
フェノール類含有量	1	1 リットルにつきミリグラム
銅含有量 (Cu)	1	1 リットルにつきミリグラム
亜鉛含有量 (Zn)	1	1 リットルにつきミリグラム
溶解性鉄含有量 (S-Fe)	10	1 リットルにつきミリグラム
溶解性マンガン含有量 (S-Mn)	10	1 リットルにつきミリグラム
クロム含有量 (Cr)	0.1	1 リットルにつきミリグラム
大腸菌数 (E. coli)	800	1 ミリリットルにつきコロニー形成単位
アンチモン含有量 (Sb)	0.05	1 リットルにつきミリグラム

備考 1 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル以上である工場等について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量については、排水量にかかわらず、当該排水に係る排水基準以下に処理しうる施設を設置すること（市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場に限り）。

- 2 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。
- 3 排水口が 2 以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。
- 4 備考 1～3 は BOD、COD、SS、T-N、T-P についても適用する。

別表 2－1 BOD、COD、SSに係る排水基準

区分		1日の平均的な排出水の総量 (単位：立方メートル)	既設			新設		
			BOD	COD	SS	BOD	COD	SS
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10 以上 30 未満	100	100	90	60	60	90
		30 以上 50 未満	70	70	90	50	50	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	40	40	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70
	弁当製造業	10 以上 30 未満	90	90	90	30	30	90
		30 以上 50 未満	70	70	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	30	30	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70
	繊維工業	10 以上 30 未満	80	80	90	60	60	90
		30 以上 50 未満	60	60	90	50	50	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	40	40	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10 以上 30 未満	70	70	90	40	40	90
		30 以上 50 未満	40	40	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	30	30	70	20	20	70
		1,000 以上	20	20	70	15	15	70
	ゼラチン製造業及び紙製造業(備考 7)	10 以上 30 未満	70	70	90	40	40	90
		30 以上 50 未満	50	50	90	40	40	90
		50 以上 1,000 未満	40	40	70	30	30	70
		1,000 以上	30	30	70	20	20	70
	その他製造業	10 以上 30 未満	70	70	90	40	40	90
		30 以上 50 未満	40	40	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	30	30	70	20	20	70
		1,000 以上	20	20	70	15	15	70
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10 以上	120	120	150	120	120	150
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10 以上	30	30	70	20	20	70
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10 以上	別表 2－3					
	下水道終末処理施設	10 以上	20	20	70	20	20	70
	その他の事業場	10 以上 30 未満	90	90	90	30	30	90
		30 以上 50 未満	70	70	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	30	30	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排出水について適用する。ただし、(3)について既に新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成 8 年 7 月 1 日に既に水濁法又は県条例に基づく特定施設を有している事業場
- (2) (1)以外の事業場で、平成 11 年 6 月 24 日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
- (3) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていない場合も含める

2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び 1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排出水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設については、日間平均値である。

4 製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

5 製造業に係る区分のうち 2 以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

6 その他業種に係る区分のうち 2 以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

7 「ゼラチン製造業及び紙製造業」の区分は、新設では「ゼラチン製造業」となり、「紙製造業」は「その他製造業」になる。

別表 2-2 T-N、T-Pに係る排水基準

- (A) 水質汚濁防止法に基づく特定施設を有している事業場で、琵琶湖及び瀬田川洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場 T-N : 120 (日間平均 60) T-P : 16 (日間平均 8)
- (B) (A) 以外の事業場 下表のとおり

区分		1日の平均的な排水の 総量(単位:立方メートル)	既設		新設	
			T-N	T-P	T-N	T-P
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10以上30未満	40	8	30	2
		30以上50未満	25	4	20	2
		50以上1,000未満	20	3	12	1.5
		1,000以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2
	繊維工業	10以上30未満	40	6	30	2
		30以上50未満	15	2	12	1.2
		50以上1,000未満	12	1.5	8	0.8
		1,000以上	10	1	8	0.5
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	12	2	10	1.2
		50以上1,000未満	10	1.5	8	0.8
		1,000以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	20	2	15	1.2
		50以上1,000未満	15	1.5	10	0.8
		1,000以上	12	1	10	0.5
	その他製造業	10以上30未満	40	2	20	2
		30以上50未満	15	1.5	12	1
		50以上1,000未満	12	1.2	8	0.6
		1,000以上	8	0.8	8	0.5
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上50未満	80	25(サービス業に係るものにあつては16)	45	15
		50以上	80		45	15
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10以上	20	2	10	1
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10以上	別表 2-3			
	下水道終末処理施設	10以上3,000未満	20	1	20	0.5
		3,000以上			15	0.5
	その他の事業場	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水濁法又はNP条例の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成8年7月1日に既に水濁法に基づく特定施設を有している事業場
 - (2) NP条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を有している事業場
 - (3) 平成8年7月1日にNP条例に基づく指定施設を有する事業場で、1日の平均的な排水量が10立法メートル以上30立法メートル未満の事業場
 - (4) (1)～(3)以外の事業場で、平成11年6月24日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
 - (5) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場
- (1)及び(3)平成8年7月1日に既に水濁法又はNP条例に基づく特定施設を有している事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていない場合も含む

2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設下水道終末処理施設については、日間平均値である。

4 製造業に係る施設を有する工場、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

5 製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

6 その他業種に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

別表 2－3 し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る）に係る排水基準

規模	設置時期	BOD	COD	SS	T-N	T-P
51～100 人槽	H8.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	45	6
101～500 人槽 (みなし特定施設を除く)	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～H8.6.30 に設置	30	30	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
201～500 人槽 (みなし特定施設)	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～S60.7.14 に設置	30	30	60	60	8
	S60.7.15～H8.6.30 に設置	30	30	60	40	5
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
501 人槽以上		20	20	60	20	5

備考

- 1 みなし特定施設：琵琶湖流域に設置される 201～500 人槽の浄化槽
- 2 501 人槽以上の浄化槽を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場は、T-N:120(日間平均 60) T-P:16(日間平均 8)

(参考) 参考となるホームページについて

■大津市

大津市生活環境の保全と増進に関する条例

https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG00000271.html

大津市生活環境の保全と増進に関する条例 施行規則

https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG00000272.html

■環境省

水質汚濁防止法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC00000000138>

水質汚濁防止法 施行令

https://elaws.egov.go.jp/document?lawid=346C00000000188_20231201_505C000000000344

水質汚濁防止法 施行規則

https://elaws.egov.go.jp/document?lawid=346M50000402002_20210401_503M60001000003

事故時の措置についての Q&A

https://www.env.go.jp/water/law/qa_hs.html

■滋賀県

滋賀県公害防止条例

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001104.html

滋賀県公害防止条例施行規則

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001105.html

4 事故時の措置について

特定施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、当該施設において、事故が発生し、**有害物質、指定物質（下表）又は油を含む水**が当該事業場から公共用水域に排出されたとき、又はそれらを含む水が当該事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

又、事故発生後30日以内に、事故の拡大又は再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、届け出なければなりません。

指定物質は水質汚濁防止法で定められている下表の物質です。

番号	物質名	番号	番号
1	ホルムアルデヒド	35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
2	ヒドラジン	36	チオリン酸0、0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
3	ヒドロキシルアミン	37	チオリン酸0、0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
4	過酸化水素	38	4-ニトロフェニル-2、4、6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロロニトロフェン又はCNP)
5	塩化水素	39	チオリン酸0、0-ジエチル-0-(3、5、6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロロピリホス)
6	水酸化ナトリウム	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
7	アクリロニトリル	41	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
8	水酸化カリウム	42	1、2、4、5、6、7、8、8-オクタクロロ-2、3、3a、4、7、7a-ヘキサヒドロ-4、7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
9	アクリルアミド	43	臭素
10	アクリル酸	44	アルミニウム及びその化合物
11	次亜塩素酸ナトリウム	45	ニッケル及びその化合物
12	二硫化炭素	46	モリブデン及びその化合物
13	酢酸エチル	47	アンチモン及びその化合物
14	メチル-tert-ブチルエーテル(別名MTBE)	48	塩素酸及びその塩
15	硫酸	49	臭素酸及びその塩
16	ホスゲン	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
17	1、2-ジクロロプロパン	51	マンガン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	52	鉄及びその化合物
19	塩化チオニル	53	銅及びその化合物
20	クロロホルム	54	亜鉛及びその化合物
21	硫酸ジメチル	55	フェノール類及びその塩類
23	りん酸ジメチル=2、2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)	56	1、3、5、7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7} .7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)	57	アニリン
25	トルエン	58	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
26	エピクロロヒドリン	59	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
27	スチレン	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
28	キシレン		
29	パラ-ジクロロベンゼン		
30	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)		
31	3、5-ジクロロ-N-(1、1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)		
32	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)		
33	チオリン酸0、0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)		
34	チオリン酸S-ベンジル-0、0-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)		

万が一有害物質等の危険な物質や油などが川や水路へ流れてしまった場合には、被害が広がらないよう速やかに対策を行うとともに、市役所環境政策課まで連絡をお願いします。

大津市環境政策課 TEL 077-528-2735 (休日は大津市当直 077-523-1234)

また、日頃から事故や非常時を想定し、資材の準備や従業員の教育を行うよう心がけてください。

5 排水に係る測定義務について

特定施設等を設置する者で、排水を排出する者は、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

1 排水の汚染状態の測定

(1) 測定箇所

公共用水域（側溝や川など）へ排水を排出する排出口

※雨水、冷却水のみを排出する排出口を除きます。（排水基準は課せられます。）

※公共下水道への排出事業者は下水道法による測定義務が課せられている場合もあります。

(2) 測定項目

① 特定施設等に適用される排水基準項目のうち、特定施設等の設置届出書別紙5「排水の汚染状態」欄に排出口ごとに記載されている項目

② 事業場から排出される可能性がある排水基準項目

(3) 測定頻度

各項目について原則1年に1回以上

※旅館業については測定頻度が3年に1回以上でよい項目もあります。詳細は担当課に問い合わせください。

(4) 測定頻度

排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期

2 結果の記録と保存

(1) 結果の記録

測定結果は様式第50号「水質測定記録表」により記録してください。

※計量法に基づく計量証明書の保存でも結構です。

(2) 結果の保存

測定の結果の記録は、3年間保存してください。

※当該測定に伴い作成したチャートその他の計量証明書などとともに保存をお願いします。

※市への報告義務はありませんが、記録の提示を求められた場合には対応できるよう準備をお願いします。

※参考 様式第50号

水質測定記録表

排水の汚染状態

測定 年月日及 び時刻	天候 及び 気温(℃)	測定場所		特定施設 等の 稼動状況	採水者 (分析者)	水質測定項目			備考
		名称	排水量 (m ³ /日)						

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。